



市制施行50周年記念ロゴマーク

ひがしくるめ

今年市制施行50周年

令和2年(2020年)

5/1号

No. 1257

毎月1日・15日発行

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042-470-7777(代) ホームページ <https://www.city.higashikurume.lg.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関連する お問い合わせについて

現在、市では新型コロナウイルス感染症について、市民の皆さまからさまざまなお問い合わせをいただいております。今号では、その中でお問い合わせの多い内容についてお答えいたします(4月23日現在)。

Q1 感染者の発生状況などについて知りたい

A1 現在、市内の感染者の発生状況については、都の発表を受けて、市ホームページの「市内の感染症発生状況について」でお知らせしています。

都では、感染者数が急増していることを受け、より一層の注意喚起を図る観点から公表基準を変更し、4月1日から市区町村別の発生状況を発表していますが、患者の年齢、性別、お住まいの地域(〇〇町〇丁目在住などの情報)については、ご本人やご家族等の個人情報の保護や人権への配慮等から公表されていません。

Q2 具合が悪くて不安なので感染の有無を確認したい

A2 この感染症の症状としては、のどの痛みや咳などの風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上(高齢者や基礎疾患がある方は2日以上)続く、強いだるさや息苦しさがある、味覚・嗅覚がなくなるなどが挙げられています。こうした症状がある方には、かかりつけ医への受診相談または帰国者・接触者相談センターをご案内し、やや不安があるという方には、感染症に関する一般的な内容についての相談窓口(下の相談窓口参照)をご案内しています。そして、こうした相談窓口から、症状によって感染の有無を確認する検査(PCR検査)をご案内しています。

Q3 病院などへの通院が不安である

A3 電話や情報通信機器を用いた診療などの限定的・特例的な取り扱いが国から示されていますが、現時点でオンライン診療などに対応できる医療機関は限られています。

生活習慣病などの治療のために定期的に受診されている方は、かかりつけの医療機関に電話し症状などを主治医に伝えることにより、処方箋を出していただける場合もありますのでご相談ください。薬局についても処方箋を送付して薬を郵送などで受け取る方法もありますので、かかりつけの薬局にご相談ください。

Q4 国の特別定額給付金(仮称)(給付対象者1人につき10万円給付)について知りたい

A4 国の特別定額給付金(仮称)については、2年4月27日時点の住民基本台帳に記載されているすべての方を対象に、10万円の一律給付を行うこととなっています。申請方法については郵送申請とオンライン申請が基本とされていますが、受け付けや給付の開始日などについては、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。なお、給付金の相談については、国のコールセンター(下の相談窓口参照)が設置されていますのでご利用ください。

※この他にも、さまざまなお問い合わせをいただいております。市では広報紙、市ホームページに関連情報を掲載する他、専用のコロナ対策コールセンター(下の相談窓口参照)を開設するなどの対応をしていますので、ご利用ください。

引き続き外出の自粛などをお願いします

- ・不要不急の外出自粛をお願いいたします。ただし、生活必需品を購入するための外出や通院を制限するものではありません。
- ・やむを得ず外出する際は、行列を作らず2メートルの間隔を確保してください。
- ・こまめな手洗いや咳エチケット(マスクの着用など)の対策をしてください。

※5月6日(休)まで、原則、市公共施設を休館・貸し出しを休止し、イベントなども原則延期または中止としています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス関連情報についてはこちら
(学校・公共施設・イベント情報・各種支援・対応など)
新型コロナウイルス感染症に関する情報の市ホームページQRコード



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

感染症に関する一般的な内容について

- 厚生労働省電話相談窓口 ☎0120・565653 (午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応)
- 都コールセンター ☎0570・550571 (午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も対応)

症状の出た方・感染した疑いのある方

次のいずれかの症状がある方は、医療機関へかかる前に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

①風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む) ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
※高齢者や基礎疾患等のある方は、①・②いずれかの状態が2日程度続く場合。

【帰国者・接触者相談センター】

- 東京都多摩小平保健所 ☎450・3111 (平日午前9時～午後5時)
- 都電話相談センター ☎03・5320・4592 (平日午後5時～翌午前9時。土曜・日曜日、祝日は終日対応)

東京都の多言語およびファクス相談窓口

- 多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)相談窓口 ☎0570・550571(ナビダイヤル)
- 東京都外国人新型コロナ相談センター(14言語対応) ☎0120・296・004(平日午前10時～午後5時。土曜・日曜日、祝日を除く)
- ファクス相談窓口(聴覚障害がある方などからの相談) ファクス番号03・5388・1396(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応)

市の事業などについて

- 市コロナ対策コールセンター ☎470・1078(平日午前9時～午後5時<正午～午後1時を除く>)

特別定額給付金(仮称)について(給付対象者1人につき10万円給付)

- コールセンター(総務省) ☎03・5638・5855(午前9時～午後6時半。土曜・日曜日、祝日を除く)

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

感染拡大に備える改正特別措置法に定める要請・指示などの措置に対する都民の方や事業者の方の疑問・不安への対応と、都の要請などに応じて施設の使用停止に全面的に協力する中小の事業者へ支給される協力金(50万円)についての相談 ☎03・5388・0567(午前9時～午後7時。土曜・日曜日、祝日も対応)

生活福祉資金貸付制度(緊急小口貸付・総合支援資金)特例貸付

- 相談窓口(厚生労働省個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター) ☎0120・46・1999(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も対応)
- 受付窓口(市社会福祉協議会総務担当) ☎420・9294(平日午前8時半～午後5時)

事業者支援相談窓口

- 中小企業 金融・給付金相談窓口(持続化給付金)(経済産業省) ☎0570・783183(午前9時～午後5時。土曜・日曜日、祝日も対応)

※上記の他の事業者支援窓口については、右のQRコードから市の事業者支援関連ページをご覧ください。



《今号の主な内容》

- ・始まっています「原則屋内禁煙」 2面
- ・第5次長期総合計画基本構想(素案)に対するパブリックコメントを募集します 4面
- ・民生委員・児童委員～あなたの地域でも活動しています～ 5面
- ・水害・台風シーズンに備えよう 6面
- ・「みんなのアルバム&カウントダウン50」おうちで写真を撮ろう 8面

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市公共施設の休館・貸し出し休止期間を延長し、イベントなども中止・延期になる場合があります。

2面に新型コロナウイルス対策関連情報として、小・中学生の家庭学習について記事を掲載していますのでご覧ください。